

# 市民税・道民税・森林環境税 特別徴収の手引き

## 目次

■ 特別徴収に関するよくあるお問い合わせ	1
■ eLTAXについて	3
■ 特別徴収のしくみ	4
■ 退職・転勤等に伴う特別徴収事務について	9
■ 異動届出書の書き方	11
■ 特別徴収への切り替えについて	15
■ 退職所得に対する市民税・道民税の特別徴収について	17
■ 市民税・道民税・森林環境税の納入について	19
■ 納入書の記入方法	21
■ 様式集	23

■様式「市民税・道民税・森林環境税（特別徴収分）の取扱指定通知書」（取扱指定通知書）  
■様式「特別徴収義務者の所在地・名称変更届出書」（所在地・名称変更届出書）  
■様式「給与支払報告・特別徴収に係る給与所得者異動届出書」（異動届出書）  
■様式「特別徴収への切替依頼書」（切替依頼書）  
※本書の中で各様式について（）内の略称を使用している場合がございます。

## 同封書類

以下の書類を同封しておりますので、お確かめください。

1 給与所得等に係る市民税・道民税・森林環境税特別徴収税額の決定  
通知書（特別徴収義務者用※・納税者交付用※）

2 市民税・道民税・森林環境税 特別徴収税額納入書

3 市民税・道民税・森林環境税 特別徴収の手引き（本書）

（注）特別徴収税額を変更した場合には、次の書類を送付いたします。  
給与所得等に係る市民税・道民税・森林環境税 特別徴収税額の変更  
通知書（特別徴収義務者用※・納税者交付用※）

※eLTAXを利用し、税額通知の受け取り方法を「電子データ」としている場合は、同封していません。

## ◎特別徴収に関するお問い合わせ先

札幌市中央市税事務所特別徴収係  
〒060-8649 札幌市中央区南3条西1丁目  
電話番号 011-596-6149

## ■ 特別徴収に関するよくあるお問い合わせ

### 1 特別徴収税額の決定通知書に退職者などの氏名が記載されている、または年の途中で退職者が出た

#### 【異動届出書が未提出の場合】

異動届出書をご提出ください。11ページ以降の記載例を参照してください。

#### 【異動届出書を既に提出している場合】

今回お送りした特別徴収税額の決定通知書には、4月15日（土・日・祝の場合は翌開庁日）までに札幌市で受付した異動届出書の内容を反映しております。

それ以降に異動届出書をご提出いただいている場合は、後日、異動届出書の内容を反映した変更通知書を送付いたします。

また、対象の方が前年中に転居している場合は、昨年度と今年度の各課税市町村に異動届を提出する必要があります。

今年の1月1日時点で札幌市にお住まいの方の異動届出書を転居前の市町村にのみ提出している場合は、札幌市へもご提出ください。

### 2 乙欄適用者が特別徴収税額の決定通知書に記載されている

乙欄適用者であっても、給与支払報告書が「特別徴収」の区分で提出された場合は、特別徴収の対象として記載される場合があります。普通徴収に変更する場合は異動届出書の提出が必要です。なお、乙欄は、源泉所得税額を求める上で従たる給与であることを示すものです。その従業員の方が、主たる給与支払者である「他の事業所」において特別徴収される場合は、次年度より「普通徴収」の区分で給与支払報告書をご提出ください。

### 3 普通徴収となっている方を特別徴収にしたい

新たに採用した方など、今回お送りした特別徴収税額の決定通知書に記載されていない方を特別徴収とする場合は、本冊子に掲載されている「特別徴収への切替依頼書」をご提出ください。（オンラインの提出も可能です。詳しくは15ページをご覧ください。）

納税通知書番号が不明の場合は空欄のままご提出ください。

### 4 特別徴収義務者用に氏名が記載されているが、納税義務者用の通知書がない

札幌市では、非課税の方につきましては、納税義務者用の特別徴収税額の決定通知書は作成しておりません。所得の証明などの理由で必要となる場合は、所得証明書を取得いただいております。

### 5 特別徴収の手続きに必要な書類はどこで入手できるのか知りたい

次の書類は本冊子に掲載されているものをコピーするか、(1)～(4)については下記の札幌市のホームページからダウンロードしていただくようお願いいたします。

なお、(2)～(4)については札幌市のホームページよりオンライン申請することができます。（詳しくは23ページを参照してください。）

- (1) 市民税・道民税・森林環境税（特別徴収分）の取扱指定通知書
- (2) 特別徴収義務者の所在地・名称変更届出書
- (3) 給与支払報告書・特別徴収に係る給与所得者異動届出書
- (4) 特別徴収への切替依頼書

#### ★個人市・道民税（住民税）の給与からの特別徴収について★

<<https://www.city.sapporo.jp/citytax/kyuutoku2.html>>

### 6 課税内容について知りたい

個人の市・道民税の課税の内容についてのお問い合わせは、ご本人から、お住まいの区を担当する市税事務所へお願いいたします。

問い合わせの際は、お手元に特別徴収税額の決定通知書（納税義務者用）をご用意ください。

1月1日現在お住まいの区	担当部署	電話番号
中央区	中央区税事務所 市民税課	011-596-6012
北区・東区	北部市税事務所 市民税課	011-207-3914
白石区・厚別区	東部市税事務所 市民税課	011-802-3914
豊平区・清田区・南区	南部市税事務所 市民税課	011-824-3914
西区・手稲区	西部市税事務所 市民税課	011-618-3914

### 7 給与支払報告書を全員普通徴収で提出しているが、特別徴収税額の決定通知書が届いた

札幌市では、法令順守や国の指導等を踏まえ、給与支払報告書を全員普通徴収でご提出いただいた場合であっても、原則として全ての事業所様を特別徴収義務者として指定し、特別徴収税額の決定通知書を送付しております。

特別徴収の実施について、ご理解とご協力をお願いいたします。

なお、すべての従業員の方が次に掲げる「普通徴収が認められる理由」に該当する等、特別徴収の実施が困難な場合については、「特別徴収実施困難理由書」をご提出ください。（給与支払報告書を特別徴収の区分で提出している場合は、困難理由書をご提出されなくても、普通徴収に切り替えることはできませんので、異動届出書をご提出ください。）

「特別徴収実施困難理由書」の様式は、札幌市ホームページ（1ページ下部）からダウンロードするか、特別徴収係までお問い合わせください。

#### ◎普通徴収が認められる事由

- ・毎月の給与が少なく個人住民税を引ききれない
- ・給与の支払いがなく個人住民税を引けない月がある
- ・前年中の給与支払額が110万円以下である
- ・事業専従者である（個人事業主が営んでいる事業所のみ対象）
- ・他の事業者で特別徴収を実施する（所得税の乙欄適用者など）
- ・退職者又は給与支払報告書を提出した年の5月31日までに退職予定である

## ■ eLTAX（エルタックス）について

インターネットを利用して電子的に地方税の手続きを行うことのできるポータルシステムです。

札幌市では、事業者の皆様の申告事務の負担軽減を図るため、eLTAXによる給与支払報告書や異動届出書等の電子申告受付を導入しております。無償の eLTAX 対応ソフトウェア（PCdesk）や、市販の会計ソフト（eLTAX対応のソフトウェアに限ります）を使って自宅やオフィスのパソコンからインターネットを通じてお手続きいただけます。

eLTAXを利用するには、電子証明書の取得（税理士が代理で申告等を行う場合、納税者本人の電子証明書は不要です）、利用届出の申請等の手続きが必要です。詳細や、お問い合わせについては、eLTAXのホームページをご覧ください。

### 1 ご利用可能なお手続き

#### 【書類の提出】

- ・給与支払報告書（総括表・個人別明細書）
- ・給与所得者異動届出書
- ・特別徴収への切替申請（依頼）書
- ・納期の特例に関する申請書
- ・特別徴収義務者の所在地・名称変更届出書
- ・納入申告書（退職所得）
- ・退職所得の特別徴収票

#### 【住民税の電子納付】 ※19 ページに記載

### 2 特別徴収税額の通知について

eLTAX を利用して給与支払報告書を提出した方について、「特別徴収税額の決定通知書」の受取方法として、電子データを選択された場合には、eLTAXで電子データをお送りしています。

受取方法や、通知先の e-mail を変更する場合は、「特別徴収税額通知の受取方法等の変更依頼書」をご提出ください。様式は札幌市ホームページ（1 ページ下部）からダウンロードできます。

### 3 eLTAX または光ディスクでの給与支払報告書の提出義務について

前々年の「給与所得の源泉徴収票」の税務署への提出枚数が 100 枚以上であった場合は、給与支払報告書を eLTAX または光ディスク等で提出するよう義務化されています。

◎eLTAXに関するお問い合わせ先（手続き方法、操作方法等）

・ eLTAXホームページ： <https://www.eltax.lta.go.jp>

・ eLTAXヘルプデスク： 0570-081-459

（上記の電話番号でつながらない場合： 03-6754-0720）

※上記内容について、札幌市にお問い合わせいただいても、ご回答ができませんので、あらかじめご了承ください。

## ■ 特別徴収のしくみ

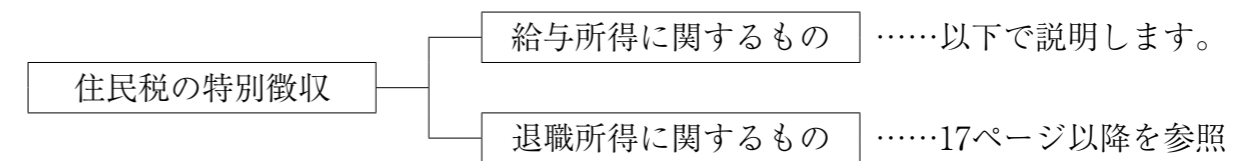
### 1 特別徴収とは

給与所得者の住民税は、給与支払者が毎月給与を支払う際に、各給与所得者の給与からその方の住民税を差し引き、これを翌月10日までに市区町村に納入していただくことになっています。

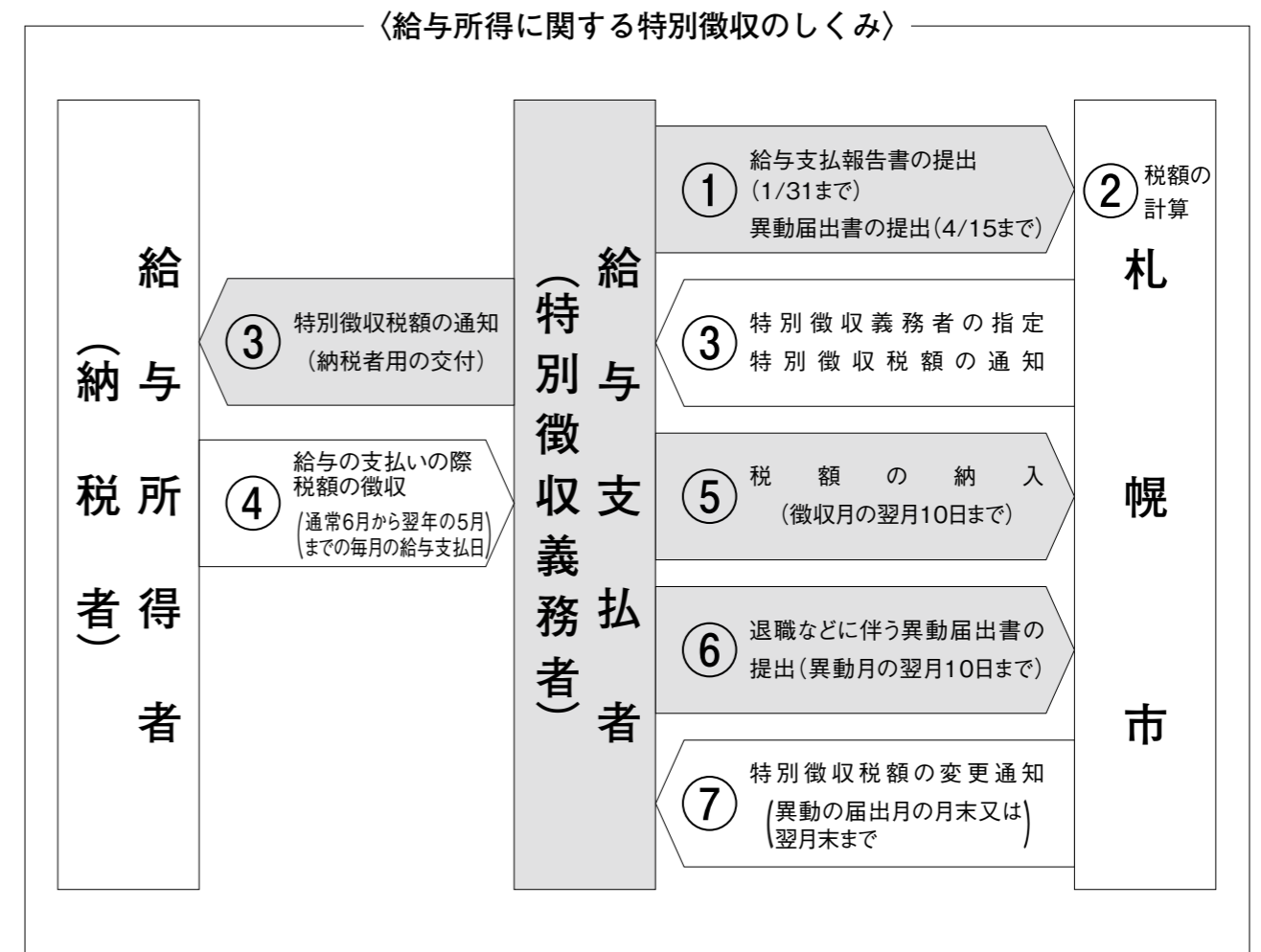
これを、特別徴収といい、給与支払者を特別徴収義務者とよんでいます。

給与支払者が関係する市民税・道民税（あわせて「住民税」といいます。）の特別徴収には、次の2つがあります。

※この冊子において、退職所得分を除き、「住民税」には「森林環境税」を含みます。



給与所得に関する特別徴収のしくみは、下図のとおりです。



## 2 特別徴収に関する年間事務について

4 ページの図の流れにしたがって、特別徴収の主な年間事務をご説明します。 ※各「期限」

が休日その他の公休日に当たる場合は、その翌日が期限となります。

図中の 番号	事務項目	説 明	留 意 事 項	様式・書類の名称	期 限
1	給与支払報告書の提出	<ul style="list-style-type: none"> <li>給与支払者は、前年中に給与の支払いをした方について、給与支払報告書を提出します。</li> <li>給与支払報告書は、<u>1月1日現在における給与受給者の住所地の市町村別に作成し、総括表を添えて提出します。</u></li> </ul>	本市に住所のある方の給与支払報告書は、給与受給者の住所区にかかわらず、中央市税事務所特別徴収係までご提出ください。	<ul style="list-style-type: none"> <li>給与支払報告書（総括表）</li> <li>給与支払報告書（個人別明細書）</li> </ul>	<u>1月31日まで</u> （土・日・祝の場合は、翌開庁日）
	異動届出書の提出	<ul style="list-style-type: none"> <li>給与支払報告書を提出した方のうち、退職などにより給与の支払いを受けなくなった方がいる場合には、異動届出書を提出します。</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>給与支払報告・特別徴収に係る給与所得者異動届出書</li> </ul>	4月15日まで （土・日・祝の場合は、翌開庁日）
2	税額の計算	<ul style="list-style-type: none"> <li>提出された給与支払報告書などに基づき、札幌市において住民税を計算します。 （給与支払者が従業員の税額を計算する必要はありません。）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>給与所得以外に所得のある方については、原則として、給与所得に係る住民税と給与所得以外の所得に係る住民税を合算して特別徴収税額としています。</li> </ul> <p>〈例外〉確定申告書などで、給与所得以外の所得に係る住民税の徴収について、「自分で納付」を選択した場合などは、給与所得以外の所得に係る住民税は普通徴収、給与所得に係る住民税は特別徴収となります。</p>		
3	特別徴収義務者の指定	<ul style="list-style-type: none"> <li>札幌市は、給与支払者を住民税の特別徴収義務者として指定し、通知します。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>給与支払報告書が期限までに提出されなかった場合などは、通知が遅れることもあります。</li> </ul>		
	特別徴収税額の決定通知	<ul style="list-style-type: none"> <li>特別徴収義務者が納税者から毎月徴収すべき特別徴収税額（以下「月割額」といいます。）とその合計額を通知します。</li> <li>各納税者に対して特別徴収義務者を經由して税額を通知します。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>納税者交付用の特別徴収税額の通知書は、直ちに本人へ交付してください。</li> <li><u>給与支払報告書を提出した方でも、非課税に該当する場合は納税者交付用の通知書はお送りしていません。</u></li> </ul> <p>※納税者交付用の通知書は圧着をはがさずに交付してください。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>特別徴収税額の通知書（特別徴収義務者用、納税者交付用）</li> <li>その他納入書などを同封</li> </ul>	
4	特別徴収税額の徴収（毎月）	<ul style="list-style-type: none"> <li>通常、12回に分けた月割額を、6月から翌年5月に支払われる給与から毎月徴収します（徴収する金額は、特別徴収税額の通知に記載されています。）。</li> <li>6月1日以後に特別徴収税額の通知があった場合の月割額は、通知のあった翌月から翌年5月までの月数で割った額となります。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>6月分の月割額は、6月中に支払われる給与から徴収します。</li> <li>特別徴収税額（全額）が5,000円以下の方については、その全額を最初の月の給与から徴収します。</li> </ul>		

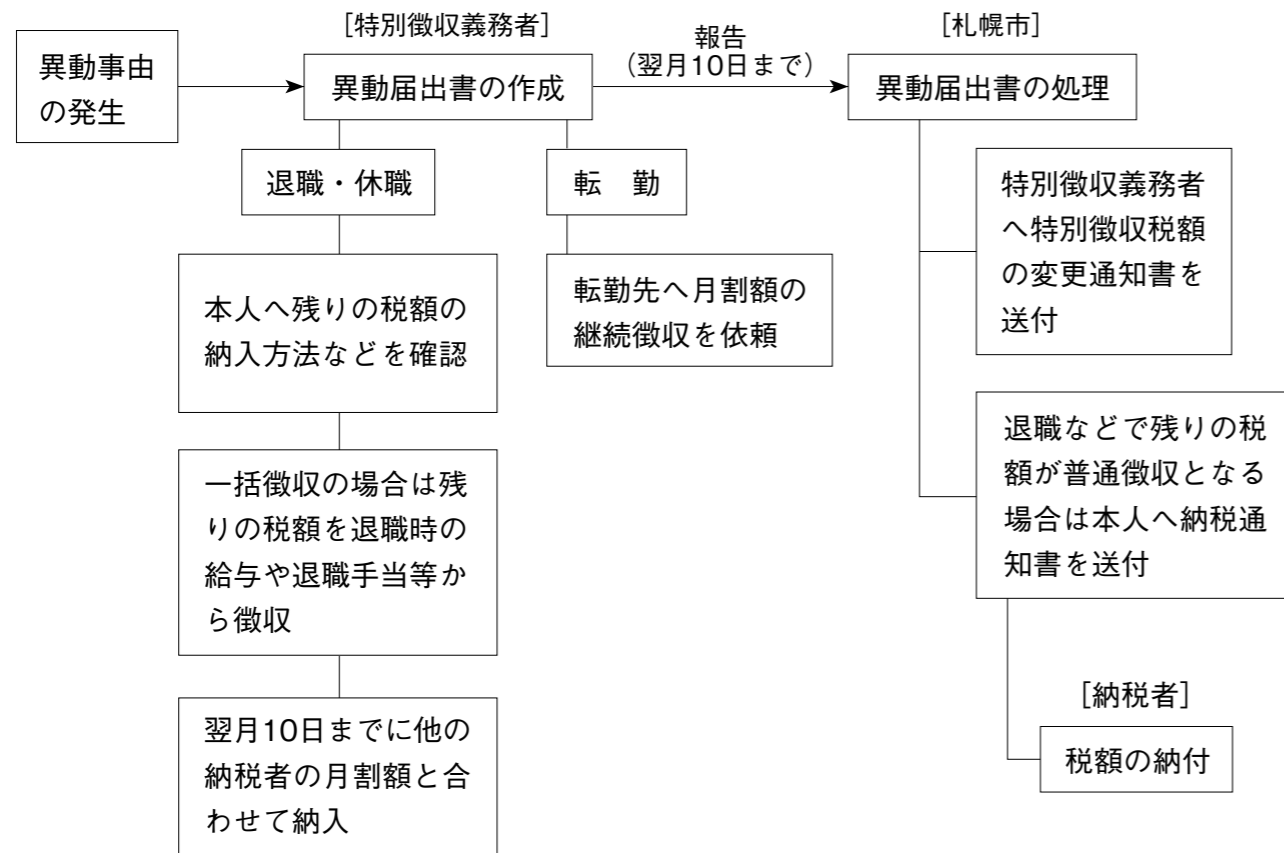
図中の番号	事務項目	説明	留意事項	様式・書類の名称	期限
5	特別徴収税額の納入 (毎月)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・徴収した月割額は、徴収した月の翌月10日までに市へ納入します。 <u>納入書は税額を記載して使用してください。</u> (注1) 納入書の書き方は21ページを参照 (注2) 電子納税については19ページを参照</li> <li>・従業員が常時10人未満の場合には、<u>次のとおり年2回で納入する納期の特例制度</u>があります。札幌市あてに申請書を提出し承認を受けてください (<u>市税等に滞納がある場合を除きます。</u>)。 <ul style="list-style-type: none"> <li>6月から11月までの月割額……12月10日までに納入 (11月分納入書を使用)</li> <li>12月から翌年5月までの月割額……翌年6月10日までに納入 (5月分納入書を使用)</li> </ul> </li> <li>・納期限までに納入されなかった場合は、延滞金がかかりますので、必ず納期限までに納入してください。 (注3) 退職所得に係る住民税の特別徴収については17ページ参照</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・納税者が、年の中途中で他市町村へ住所を変更しても、その年度の特別徴収税額は引き続き札幌市へ納入することとなります。</li> <li>・インターネットバンキング等の金融機関の納入サービスを利用する場合は、特別徴収税額納入書に記載されている指定番号、市区町村コード、加入者名を正確に金融機関に連絡してください (納入サービスを行っていない金融機関もありますので、詳細については各金融機関にご確認願います。)</li> </ul> <p>国の機関が税額の納入に際し納入書を使用しないで国庫金から振替する場合は、北洋銀行札幌市役所支店の札幌市会計管理者口座に指定番号を明記のうえ振込み願います。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・特別徴収税額納入書</li> <li>・特別徴収税額の納期の特例に関する申請書</li> <li>※様式は札幌市ホームページから入手できます。</li> </ul>	<p><u>徴収した月の翌月10日まで</u></p> <p>(納期の特例の承認を受けた場合は、左記説明のとおり)</p>
6	異動届出書の提出 (従業員に異動があったとき)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・特別徴収義務者に指定された後、<u>納税者に異動 (退職、転勤、休職、死亡など) があった場合には、異動届出書を提出します。</u> (注4) 異動者の特別徴収事務については9ページ以降参照 (注5) 異動届出書の書き方は11ページ以降を参照</li> <li>・札幌市は、提出された異動届出書に基づき、税額の再計算などの処理を行います。</li> <li>・納税者が、転勤先や退職後の新たな勤務先で特別徴収を希望する場合は、事前に転勤先などの経理担当者と連絡をとり、新しい勤務先の名称、所在地、指定番号などを記載した異動届出書を提出します。</li> <li>・休業、解散などにより特別徴収を継続できなくなった場合にも、異動届出書を提出します。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・退職があった場合、給与から引けなくなる残りの月割額の取扱いについては10ページ「1 残りの特別徴収税額 (月割額)」をご参照ください。</li> </ul> <p style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <b>異動届出書 (控) の返送について</b>  ご提出いただく際に返信用封筒 (切手など貼付済み) を同封いただいている場合は、異動届出書を受付した後、すぐに控を封入し返送いたします。  返信用封筒を同封いただいていない場合は、特別徴収税額の変更通知とともに控を返送いたします。 </p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・給与支払報告・特別徴収に係る給与所得者異動届出書</li> </ul>	<p><u>異動があった月の翌月10日まで</u></p>
7	特別徴収税額の変更通知	<ul style="list-style-type: none"> <li>・異動届出書が提出された場合などは、特別徴収税額の変更を通知します。</li> <li>・変更の通知を受けた場合は、変更後の月割額によって徴収し、これを納入することとなります。</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・特別徴収税額の変更 (変更) 通知書 (特別徴収義務者用、納税者交付用)</li> </ul>	
その他	1 所在地・名称変更届の提出	<ul style="list-style-type: none"> <li>・社名変更、所在地・送付先の変更などがあった場合は、直ちに中央</li> </ul>	<p>市税事務所特別徴収係へ届け出てください。</p>	<p>特別徴収義務者の所在地・名称変更届出書</p>	
	2 不服の申立て	<ul style="list-style-type: none"> <li>・特別徴収税額通知について不服がある場合には、その通知を受け取</li> <li>・審査請求書は1通を市長に対して提出してください。</li> </ul>	<p>った日の翌日から起算して3か月以内に市長に対して審査請求をすることができます。</p>		

## ■ 退職・転勤等に伴う特別徴収事務について

特別徴収されている納税者が退職、転勤・転職、休職、死亡などの理由により給与の支払いを受けなくなった場合は、翌月の10日までに「給与支払報告・特別徴収に係る給与所得者異動届出書」を中央市税事務所特別徴収係へ提出してください。

※書き方は11ページ以降を参照

### [退職などに伴う事務の流れ]



退職する方の住民税は、一括徴収が便利です。

☆ 退職後は収入が減少することも考えられますので、退職時の給与又は退職手当等からその年度の残りの税額をすべて納入しておくことにより、納税者の今後の負担を軽減できます。

☆ 納税者が退職後、直接残りの税額を納めに行く手間がかかりません。

※退職手当を支払う場合は、P17をご覧ください。

異動者の特別徴収事務にあたっては、次の点にご留意ください。

### 1 残りの特別徴収税額（月割額）

退職などによって、給与から引けなくなる残りの月割額は、ご本人が納税通知書で直接納めるか（以下「普通徴収」といいます。）退職月の給与などから一括して徴収し、給与支払者を通して納入するか（以下「一括徴収」といいます。）いずれかの方法によります。

どちらの方法をとるかは、退職などの時期によって、次の取扱いとなります。

6月～12月に退職する方など	<ul style="list-style-type: none"> <li>ご本人の申出により一括徴収することができます。</li> <li>一括徴収しない場合は、後日市税事務所から送付される納税通知書によりご本人が直接納めます。</li> </ul>
1月～4月に退職する方など	<ul style="list-style-type: none"> <li>ご本人の申出の有無にかかわらず、原則一括徴収しなければなりません。</li> </ul>

ただし、次のような場合は一括徴収はできません。

- ・退職などに際し支払われる給与・退職手当などが、残りの税額よりも少ない場合
- ・死亡による退職の場合（相続人が納税義務を継承します。）

### 2 転勤・転職により、新しい勤務先で特別徴収を継続する場合

納税者が転勤・転職した場合は、新しい勤務先へ徴収月及び月割額を連絡のうえ、異動届出書を提出してください。

後日、異動届出書に基づき、札幌市から特別徴収税額の変更通知書を新旧それぞれの勤務先へ送付します。

また、新しい勤務先と連絡をとることが難しい場合は、一度普通徴収へ変更する異動届出書を提出してください。その後、ご本人から新しい勤務先に、特別徴収開始の手続きを依頼するよう案内してください。

### 3 退職後、出国等の理由で納付が困難となる場合

退職後の住民税を普通徴収で納付する予定の従業員の方が、退職後に海外へ出国するなどの理由により、ご本人で納付することが困難となる場合は、1月1日にお住まいになっていた区を担当する市税事務所市民税課に「納税管理人設定申告書」を提出する必要があります。様式については札幌市ホームページからダウンロードしていただくか、提出先の市税事務所市民税課までご連絡ください。

★納税管理人の申請（個人市民税）★

<[https://www3.city.sapporo.jp/download/shinsei/search/procedure\\_view.asp?ProcID=397](https://www3.city.sapporo.jp/download/shinsei/search/procedure_view.asp?ProcID=397)>

# ■ 異動届出書の書き方

婚姻などで姓が変わった場合は新姓の他に ( ) 書きで旧姓も記載してください。

特別徴収の通知書に記載されている「受給者番号」を記載してください。なお、「受給者番号」欄が空欄の場合、記載は不要です。

納税者が退職・転勤などにより住所を変更した場合に記載してください。

「異動後の未徴収税額の徴収方法」で1を選択した場合、新しい勤務先の指定番号、所在地、名称、担当者名、電話番号等を記載してください。

「異動後の未徴収税額の徴収方法」で2を選択した際に、ご本人の申出による場合は1を、異動が1月1日以降の場合は2を記載し必要事項を記載してください。

「異動後の未徴収税額の徴収方法」で3を選択した場合、理由となる番号を記載し必要事項を記載してください。

**給与支払報告 特別徴収に係る 給与所得者異動届出書**

札幌市長 年 月 日提出		所在地 フリガナ 氏名又は名称 個人番号又は法人番号	年度			1. 現年度 2. 新年度 3. 両年度						
			特別徴収義務者指定番号	宛名(整理)番号		所属 氏名	担連当給者先 電話	内線				
給与所得者	フリガナ	(ア) 特別徴収税額(年税額)	(イ) 徴収済額	(ウ) 未徴収税額(ア)-(イ)	異動日 年 月 日	異動の事由 1. 退職 2. 転勤 3. 休職・長欠 4. 死亡 5. 支払少額・不定期 6. 合併・解散 7. その他(事由・理由(7の場合))	異動後の未徴収税額の徴収方法 1. 特別徴収継続 2. 一括徴収 3. 普通徴収(本人納付)					
	氏名							月 月 日	月 月 日	月 月 日	右から番号を記入	右から番号を記入
	生年月日							年 月 日	月 月 日	月 月 日	右から番号を記入	右から番号を記入
	個人番号										円	円
受給者番号												
1月1日現在の住所												
異動後の住所												

第十八号様式(用紙日本産業規格A4)(第十条関係)

**1. 特別徴収継続の場合**

特別徴収義務者指定番号	<input type="checkbox"/> 新規	法人番号	
所在地	フリガナ	氏名又は名称	
担当者連絡先	所属 氏名 電話	内線	

新しい勤務先へは、月割額 円を 月分(翌月10日納入期限分)から徴収し、納入するよう連絡済みです。

受給者番号

納入書の要否(新規の場合のみ記載)  1. 必要  2. 不要

**2. 一括徴収の場合**

理由	1. 異動が令和 年12月31日までで、一括徴収の申出があったため	徴収予定月日	徴収予定額(上記(ウ)と同額)
	2. 異動が令和 年1月1日以降で、特別徴収の継続の申出がないため	月 日	円

左記の一括徴収した税額は、月分(翌月10日納入期限分)で納入します。

**3. 普通徴収の場合**

理由	1. 異動が令和 年12月31日までで、一括徴収の申出がないため
	2. 令和 年5月31日までに支払われるべき給与又は退職手当等の額が未徴収税額(ウ)以下であるため
	3. 死亡による退職であるため

※市町村記入欄

特別徴収税額の通知書の特別徴収税額(年税額)を記載してください。なお、年途中で税額変更のあった方については変更後の年税額を記載してください。

徴収した月分及び徴収済の税額、未徴収分の税額を記載してください。

退職及び転勤などをした日を記載してください。

お手続きが必要な年度に○をつけてください。

特別徴収税額の通知書に記載されている「指定番号」及び「宛名(整理)番号」を記載してください。

該当する異動理由の番号を記載してください。7を選択する場合は、理由も記載してください。

該当する異動後の未徴収税額の徴収方法の番号を記載してください。

新しい勤務先に連絡した月割額及び徴収開始月を記載してください。

新しい勤務先が札幌市の指定番号を保有していない新規の事業所の場合は、特別徴収税額の納入書の要否を選択してください。

一括徴収をする月及び一括徴収税額を記載してください。

【記載例1】退職（未徴収税額を普通徴収とする場合）

年税額12,500円、9月30日退職、9月分まで特別徴収済、徴収済税額4,500円、未徴収税額8,000円は普通徴収。退職後に札幌から小樽へ住所変更。

給与支払報告 特別徴収に係る給与所得者異動届出書		年度	
札幌市長		1. 現年度	2. 新年度 3. 両年度
〒 060-0001	札幌市中央区北1条西2丁目	特別徴収義務者 指定番号	10219999
フリガナ	●●●●	氏名(標準)番号	5
フリガナ	●●●●	所属	庶務課
氏名又は名称	株式会社 ●●工業	担当 当籍 氏名	時計台 一郎
個人番号 又は法人番号	1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2 3	担当 当籍 者先 電話	011-211-3075 内線
フリガナ	氏名	特別徴収税額 (年税額)	徴収済額
氏名	札幌 太郎	12,500 円	4,500 円
生年月日	昭和50年10月10日	未徴収税額 (ア)-(イ)	8,000 円
個人番号	1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2	異動 年月日	●年 1月 9日
受給者番号		異動の事由	1. 退職
1月1日 現在の住所	札幌市中央区北1条東4丁目	異動後の未徴収 税額の徴収方法	3. 普通徴収 (本人納付)
異動後の 住所	小樽市花園2丁目	記載不要	
3. 普通徴収の場合			
理由	1. 異動が令和 ●年12月31日までに、一括徴収の申出がないため 2. 令和 年5月31日までに支払われるべき給与又は退職手当等の額が未徴収税額(ウ)以下であるため 3. 死亡による退職であるため		

第十八号様式（用紙日本産業規格A4）（第十条関係）

【記載例3】退職（未徴収税額を納税者の申出により一括徴収する場合）

年税額78,200円、10月31日退職、10月分まで特別徴収済、徴収済税額32,700円、未徴収税額45,500円を11月分で一括徴収、退職後白石区から豊平区へ住所変更。

給与支払報告 特別徴収に係る給与所得者異動届出書		年度	
札幌市長		1. 現年度	2. 新年度 3. 両年度
〒 065-0011	札幌市東区北11条東7丁目	特別徴収義務者 指定番号	30119999
フリガナ	●●●●	氏名(標準)番号	6
フリガナ	●●●●	所属	経理課
氏名又は名称	有限会社 ●●企画	担当 当籍 氏名	時計台 三郎
個人番号 又は法人番号	1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2 3	担当 当籍 者先 電話	011-211-3075 内線 123
フリガナ	氏名	特別徴収税額 (年税額)	徴収済額
氏名	東 一郎	78,200 円	32,700 円
生年月日	昭和40年11月20日	未徴収税額 (ア)-(イ)	45,500 円
個人番号	1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2	異動 年月日	●年 1月 10日
受給者番号		異動の事由	1. 退職
1月1日 現在の住所	札幌市白石区本郷通3丁目北	異動後の未徴収 税額の徴収方法	2. 一括徴収 (本人納付)
異動後の 住所	札幌市豊平区平岸6条10丁目	記載不要	
2. 一括徴収の場合			
理由	1. 異動が令和 ●年12月31日までに、一括徴収の申出があったため 2. 異動が令和 年1月1日以降で、特別徴収の継続の申出がないため		左記の一括徴収した税額は、 11 月分(翌月10日納入期限分)で 納入します。

第十八号様式（用紙日本産業規格A4）（第十条関係）

【記載例2】転勤・転職（転勤・転職先で特別徴収を継続する場合）

年税額395,000円、10月1日転勤、9月分まで特別徴収済、徴収済税額131,800円、未徴収税額263,200円。転勤先で10月から特別徴収を継続する。転勤先は東京本社。（東京本社の指定番号は10118888）

給与支払報告 特別徴収に係る給与所得者異動届出書		年度	
札幌市長		1. 現年度	2. 新年度 3. 両年度
〒 060-0003	札幌市中央区南3条西11丁目	特別徴収義務者 指定番号	10119999
フリガナ	●●●●	氏名(標準)番号	1012
フリガナ	●●●●	所属	経理課
氏名又は名称	●●商事株式会社 札幌支店	担当 当籍 氏名	時計台 二郎
個人番号 又は法人番号	1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2 3	担当 当籍 者先 電話	011-211-3075 内線
フリガナ	氏名	特別徴収税額 (年税額)	徴収済額
氏名	中央 三郎	395,000 円	131,800 円
生年月日	昭和60年12月28日	未徴収税額 (ア)-(イ)	263,200 円
個人番号	1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2	異動 年月日	●年 2月 10日
受給者番号		異動の事由	2. 転勤
1月1日 現在の住所	札幌市中央区北1条西2丁目	異動後の未徴収 税額の徴収方法	1. 特別徴収継続
異動後の 住所	横浜市中区港町1丁目	記載不要	
1. 特別徴収継続の場合			
新しい勤務先へは、 月割額 32,900 円を 10 月分(翌月10日納入期限分)から 徴収し、納入するよう連絡済みです。	新しい勤務先へは、 月割額 32,900 円を 10 月分(翌月10日納入期限分)から 徴収し、納入するよう連絡済みです。		
特別徴収義務者 指定番号	10118888	住所	東京千代田区有楽町2丁目
所在地	〒 100-0006	担当 者先 連絡 先 氏名	豊平 一郎
フリガナ	●●●●	氏名	豊平 一郎
氏名又は名称	●●商事株式会社	受給者番号	
納入書の要否 (納税の報告から記載)		電話	03-1111-3333 内線 111
記載不要			

第十八号様式（用紙日本産業規格A4）（第十条関係）

【記載例4】退職（1月以降の退職のため未徴収税額を一括徴収する場合）

年税額29,100円、1月31日退職、1月分まで特別徴収済、徴収済税額19,500円、未徴収税額9,600円を2月分で一括徴収、退職後厚別区から北区へ住所変更。

給与支払報告 特別徴収に係る給与所得者異動届出書		年度	
札幌市長		1. 現年度	2. 新年度 3. 両年度
〒 004-0871	札幌市清田区平岡1条1丁目	特別徴収義務者 指定番号	40119999
フリガナ	●●●●	氏名(標準)番号	12
フリガナ	●●●●	所属	総務課
氏名又は名称	●●観光 株式会社	担当 当籍 氏名	時計台 四郎
個人番号 又は法人番号	1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2 3	担当 当籍 者先 電話	011-211-3075 内線
フリガナ	氏名	特別徴収税額 (年税額)	徴収済額
氏名	清田 花子	29,100 円	19,500 円
生年月日	昭和55年1月4日	未徴収税額 (ア)-(イ)	9,600 円
個人番号	1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2	異動 年月日	●年 1月 31日
受給者番号		異動の事由	1. 退職
1月1日 現在の住所	札幌市厚別区厚別中央1条5丁目	異動後の未徴収 税額の徴収方法	2. 一括徴収 (本人納付)
異動後の 住所	札幌市北区北24条西6丁目	記載不要	
2. 一括徴収の場合			
理由	1. 異動が令和 年12月31日までに、一括徴収の申出があったため 2. 異動が令和 ●年1月1日以降で、特別徴収の継続の申出がないため		左記の一括徴収した税額は、 2 月分(翌月10日納入期限分)で 納入します。

第十八号様式（用紙日本産業規格A4）（第十条関係）

(注) 新しい勤務先に徴収月・月割額を連絡のうえ記載してください。

(注) 1月～4月までの退職者については、必ず一括徴収しなければなりません。

## ■ 中途就職者等の特別徴収への切り替えについて

### 【手続きの方法】

普通徴収の方法により納税していた方が、年の途中で就職などをし、特別徴収に切り替える場合は、「特別徴収への切替依頼書」を下記のいずれかの方法によりご提出ください。

1. 書面による提出
2. eLTAX による提出
3. 札幌市ホームページからのオンライン申請

札幌市ホームページに、申請サイトをご用意しております。

リンク先：https://www.city.sapporo.jp/citytax/tokuchokirikae.html  
または **札幌市 オンライン 特徴切替** で検索

上記ページの下部に操作マニュアルを掲載しておりますので、そちらに沿って申請をお願いいたします。

※ 電話での切り替え受付は行っておりません。

### 【手続きの留意事項】

1. 特別徴収の開始月は、特別徴収税額の決定（変更）通知書を発送する月の翌月となります。

特別徴収の開始月を選択することはできません。札幌市から通知書を送付する月の翌月から徴収開始となります。通知の送付日は下記のとおりです。

- ・切替依頼書が1日～10日に到達した場合→当月25日頃に通知書を発送（※4月を除く）
  - ・切替依頼書が11日～月末に到達した場合→翌月25日頃に通知書を発送
- ※ 翌年度から切替希望の申請で、4月10日までに到達したものは、5月中旬に発送する通知書にてお知らせします

例) 6月10日に切替依頼書が到着した場合→6月25日頃に通知書を発送、7月から徴収開始  
6月11日に切替依頼書が到着した場合→7月25日頃に通知書を発送、8月から徴収開始

※ 切替依頼書が到着した時点で、他の特別徴収義務者において特別徴収として課税されている場合は、異動届の提出を待つ必要があるため、上記の送付日に間に合わない可能性があります。ご了承ください。

なお、札幌市ホームページからのオンライン申請で、納税者から納税通知書をお預かりいただいた状態で申請をした場合は、開始月を選択することが可能です（納税通知書が無い場合は選択できません）。加えて、特別徴収に切り替える税額を入力することで、自動計算した月割額（概算）が表示されます。

2. 切替後の月割額については、電話による連絡は行わず、特別徴収税額の決定（変更）通知書にてお知らせします。
3. 切替依頼書が到着した時点で納期限を超過した税額は、特別徴収に切り替えることができません。
4. 65歳以上の方の公的年金等に係る税額は、特別徴収に切り替えることができません。

## ■ 記載例

### 特別徴収への切替依頼書（札幌市提出用）

(宛先) 札幌市長	フリガナ 札幌市 北 区 北11条東1丁目11番11号	フリガナ 札幌市 北 区	カブシキカイシャ サッポロ	特別徴収義務者 指定番号 納入書 (新規の場合)	1	2	3	4	5	6	7	8	新規 <input type="checkbox"/> 不要		
		氏名 札幌 花子	株式会社サッポロ		納入書が不要のときは <input type="checkbox"/>	営業部営業第1課給与担当									
(提出日) ●●●● 年 6 月 20 日	生年月日 S60.12.31	札幌市 北 区	〒 001-0001 札幌市中央区北1条西1丁目11番11号サッポロビル11階	所属 担当 札幌 太郎	連絡先			電話番号 111-1111			(特別徴収申請者) 給与所得者				
	受給者番号 1234567	納税通知書番号 (納税通知書を預かった場合)	1	2	3	4	5	6	7	8		9	0	1	2

### 【留意事項】※必ずお読みください！

- ・ 切替後の月割額は、電話による連絡を行わず、特別徴収税額決定（変更）通知書にてお知らせします。  
本書が1日～10日に到達 → 当月25日頃に通知書を発送（※4月をのぞく）  
本書が11日～月末に到達 → 翌月25日頃に通知書を発送  
※4/10までに到達したものは、5月中旬に発送する通知書にてお知らせします。
- ・ 特別徴収の開始月は、通知書を発送する月の翌月となります。  
・ 65歳以上の方の公的年金等に係る税額は、特別徴収に切り替えることができません。
- 2-1. 納税通知書を預かって手続きする場合  
「普通徴収切替期」欄は、特別徴収切替を希望する普通徴収税額の最初の期をご記載ください。  
なお、納期限を超過した分が含まれている場合は、その分を除いて手続きを行います。
- 2-2. 納税通知書を預からないで手続きする場合  
・ 通知書発送及び特別徴収開始が遅れたり、手続きができない場合があります。ご承知おきください。  
・ 本書が到達した時点で、納付が確認できず、かつ、納期限を超過していかないものを切り替えます。  
・ 前年度（1～3月）中に手続きする場合は、「□翌年度分から切替を希望」に■をご記載ください。

フリガナ 札幌市 ハナコ	札幌市 北 区 北11条東1丁目11番11号	納税通知書番号 (納税通知書を預かった場合)	2	0	1	1	1	1	1
氏名 札幌 花子	生年月日 S60.12.31	普通徴収切替期	第1期 分からの切替を希望 <input type="checkbox"/> 翌年度からの切替を希望						
1月1日現在の住所	受給者番号 1234567								

普通徴収の納期限（※）を過ぎたもの及び過年度課税分は、特別徴収への切り替えができません。  
本人が納めるように必ずお伝えください。  
（※）第1期：6月30日、第2期：8月31日、第3期：10月31日、第4期：1月31日  
納期限が休日その他公休日に当たるとは、その翌日が納期限となります。

札幌市記入欄	円	円
□ 手続き不可 (他社・賦課無・他市・宛名無・全納・全額年普)	円	円
□ 手続き可	円	円
○ 一般 ○ 給付併徴 ○ 年金普徴	円	円
□ 督促状停止 □ 口座引落停止 □ 納通抜取	円	円

## ■ 退職所得に対する市民税・道民税の特別徴収について

退職所得に対する市民税・道民税については、所得税の源泉徴収と同様に、退職手当等を支払う際に支払者が税額を計算し、退職手当等の支払金額からその税額を徴収して、市区町村に申告納入します。詳細は次表のとおりです。

区分	説明	留意事項	様式・書類の名称	期限						
1 申告納入する市区町村	<p>・退職者が退職手当等の支払いを受ける年（通常は退職した年）の1月1日現在の住所地の市区町村に申告納入します。</p>	<p>・支払いを受ける方から、退職所得申告書の提出を受けてください。また、退職所得申告書は支払者において保管してください。</p>	<p>・退職所得申告書（所得税様式に同じ）</p>	<p>支払時まで</p>						
2 特別徴収税額の求め方	<p>次の手順により、特別徴収税額を求めます。</p> <div style="display: flex; align-items: center; justify-content: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-right: 10px;">退職手当等の 収入金額 (A)</div> <div style="margin: 0 10px;">-</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-right: 10px;">退職所得控除額 (B)</div> <div style="margin: 0 10px;">=</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-right: 10px;">「退職所得控除額」 控除後の退職手当 等の金額 (C)</div> <div style="margin: 0 10px;">→</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-right: 10px;"> <p>・勤続年数が5年を超える方 ・役員等以外の方で勤続年数が5年以下、かつ(C)が300万円以下の方</p> <p>(C) × 2分の1 (1,000円未満切り捨て) (D)</p> </div> <div style="margin: 0 10px;">→</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-right: 10px;"> <p>役員等で勤続年数が5年以下の方</p> <p>(C) (1,000円未満切り捨て) (E) ※1</p> </div> <div style="margin: 0 10px;">→</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-right: 10px;"> <p>役員等以外の方で勤続年数が5年以下、かつ(C)が300万円を超える方</p> <p>150万円 + {(C) - 300万円} (1,000円未満切り捨て) (F) ※2</p> </div> <div style="margin: 0 10px;">→</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-right: 10px;"> <p>市民税額</p> <p>[(D) または (E) または (F)] × 6% 100円未満切り捨て</p> </div> <div style="margin: 0 10px;">→</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-right: 10px;"> <p>道民税額</p> <p>[(D) または (E) または (F)] × 4% 100円未満切り捨て</p> </div> </div> <p>※1 役員等で勤続年数が5年以下の方が受け取る退職手当等については、退職所得控除額を控除した残額を2分の1とする措置はありません。なお、「役員等」とは、①法人税法第2条第15号に規定する役員、②国会議員および地方議会議員、③国家公務員および地方公務員をいいます。</p> <p>※2 役員等以外の方で、勤続年数が5年以下の方が受け取る退職手当等において、退職所得控除額を控除した残額のうち300万円を超える部分については2分の1とする措置はありません。</p> <p>〈退職所得控除額(B)の求め方〉</p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <thead> <tr> <th>勤続年数</th> <th>控除額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>20年以下の場合</td> <td>40万円 × 勤続年数（80万円に満たないときは、80万円）</td> </tr> <tr> <td>20年を超える場合</td> <td>70万円 × (勤続年数 - 20年) + 800万円</td> </tr> </tbody> </table>	勤続年数	控除額	20年以下の場合	40万円 × 勤続年数（80万円に満たないときは、80万円）	20年を超える場合	70万円 × (勤続年数 - 20年) + 800万円	<p>・勤続年数について、1年未満の端数が生じる場合は切り上げて算出します。</p> <p>・障がい者になったことにより退職した場合には、左の表で算出した控除額に100万円を加算した金額を控除額とします。</p> <p>・同一年に2カ所以上の退職手当等の支払いを受ける場合は、その合計額を退職手当等の金額として税額を求めます。この場合、支払済の他の退職手当等について徴収された税額があれば、これを控除します。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>例1 退職手当等の金額20,183,893円、勤続年数25年（退職者は役員等ではない）の場合</p> <p>○退職所得控除額(B)の算出：700,000円 × (25年 - 20年) + 8,000,000円 = 11,500,000円</p> <p>○退職所得控除後の退職手当等の金額(C)の算出：20,183,893円 - 11,500,000円 = 8,683,893円</p> <p>○退職所得(D)の算出：8,683,893円 × 1/2 = 4,341,946円（1,000円未満の端数切り捨て）⇨ 4,341,000円</p> <p>○市民税額の算出：4,341,000円 × 6% = 260,460円（100円未満の端数切り捨て）⇨ <b>260,400円 …… ①</b></p> <p>○道民税額の算出：4,341,000円 × 4% = 173,640円（100円未満の端数切り捨て）⇨ <b>173,600円 …… ②</b></p> <p>○合計税額の算出：① + ② = <b>434,000円（特別徴収税額）</b></p> <p>例2 退職手当等の金額5,268,280円、勤続年数4年（退職者は役員等である）の場合</p> <p>○退職所得控除額(B)の算出：400,000円 × 4年 = 1,600,000円</p> <p>○退職所得控除後の退職手当等の金額(C)の算出：5,268,280円 - 1,600,000円 = 3,668,280円</p> <p>○退職所得(E)の算出：3,668,280円（1,000円未満の端数切り捨て）⇨ 3,668,000円</p> <p>○市民税額の算出：3,668,000円 × 6% = 220,080円（100円未満の端数切り捨て）⇨ <b>220,000円 …… ①</b></p> <p>○道民税額の算出：3,668,000円 × 4% = 146,720円（100円未満の端数切り捨て）⇨ <b>146,700円 …… ②</b></p> <p>○合計税額の算出：① + ② = <b>366,700円（特別徴収税額）</b></p> <p>例3 退職手当等の金額5,268,280円、勤続年数4年（退職者は役員等以外）の場合</p> <p>○退職所得控除額(B)の算出：400,000円 × 4年 = 1,600,000円</p> <p>○退職所得控除後の退職手当等の金額(C)の算出：5,268,280円 - 1,600,000円 = 3,668,280円</p> <p>○退職所得(F)の算出：1,500,000円 + (3,668,280円 - 3,000,000円) = 2,168,280円（1,000円未満の端数切り捨て）⇨ 2,168,000円</p> <p>○市民税額の算出：2,168,000円 × 6% = 130,080円（100円未満の端数切り捨て）⇨ <b>130,000円 …… ①</b></p> <p>○道民税額の算出：2,168,000円 × 4% = 86,720円（100円未満の端数切り捨て）⇨ <b>86,700円 …… ②</b></p> <p>○合計税額の算出：① + ② = <b>216,700円（特別徴収税額）</b></p> </div>		
勤続年数	控除額									
20年以下の場合	40万円 × 勤続年数（80万円に満たないときは、80万円）									
20年を超える場合	70万円 × (勤続年数 - 20年) + 800万円									
3 納入のしかた	<p>・退職所得に係る市民税・道民税は、給与所得に係る市民税・道民税とあわせて特別徴収した月の翌月10日までに納入します。</p> <p><u>（注）納入書の書き方は21ページを参照。</u></p>	<p>・<b>特別徴収税額納入書（納入済通知書）裏面の「納入申告書」に必要事項を記載してください。</b></p> <p>・退職所得のすべての受給者について「退職所得の源泉徴収票・特別徴収票」を、中央市税事務所特別徴収係へ提出してください。ただし、税額が発生しないものについては当面の間、提出を省略することが可能です。</p>	<p>・特別徴収税額納入書</p> <p>・市民税・道民税納入申告書</p> <p>・退職所得の源泉徴収票・特別徴収票</p>	<p><b>翌月10日まで</b></p>						

## ■ 市民税・道民税・森林環境税の納入について

特別徴収していただいた月割額の納期限は、徴収した翌月10日（翌月10日が休日その他の公休日に当たる場合はその翌日）となっております。必要事項を記入のうえ、下記の金融機関で納入してください。

また、特別徴収税額納入書には、6月分～翌年5月分として12枚、予備分として2枚を綴っております（予備分を使用する場合は、納入する年月と納期限をご記入ください。）。

紛失などで新たな納入書が必要な場合は再発行しますので、中央市税事務所特別徴収係にご連絡ください。

### 1 札幌市指定金融機関

北洋銀行（全国の本支店及び区役所内派出所）

### 2 札幌市収納代理金融機関

- (1) 全国の店舗で取扱う金融機関  
北海道銀行 みずほ銀行 三菱UFJ銀行 三井住友銀行 北陸銀行
- (2) 北海道内の店舗で取扱う金融機関  
北海道信用金庫 室蘭信用金庫 空知信用金庫 苫小牧信用金庫 北門信用金庫 北空知信用金庫 日高信用金庫  
渡島信用金庫 旭川信用金庫 稚内信用金庫 留萌信用金庫 北星信用金庫 大地みらい信用金庫 遠軽信用金庫  
北海道労働金庫 札幌市農業協同組合 北見信用金庫
- (3) 札幌市内の店舗で取扱う金融機関  
青森みちのく銀行 秋田銀行 七十七銀行 第四北越銀行 SBI新生銀行 北央信用組合 札幌中央信用組合  
ウリ信用組合 空知商工信用組合 あすか信用組合 北海道信用農業協同組合連合会 サツラク農業協同組合  
北海道信用漁業協同組合連合会

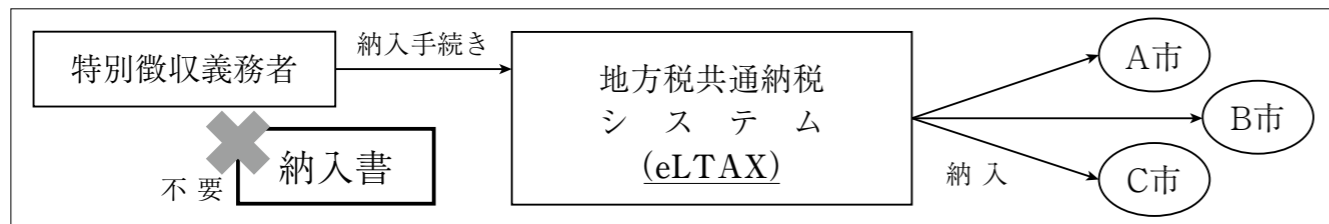
### 3 札幌市内に所在するゆうちょ銀行の支店その他の営業所及び郵便局

### 4 特別徴収税額納入のため、特に指定した札幌市外に所在するゆうちょ銀行の支店その他の営業所及び郵便局

札幌市外の特別徴収義務者が、1～3の金融機関を利用できない場合は、この冊子にとじこんである「市民税・道民税・森林環境税（特別徴収分）の取扱指定通知書」に必要事項を記入のうえ、納入を希望するゆうちょ銀行の支店その他の営業所及び郵便局に提出してください。

## 【電子納税（地方税共通納税システム）について】

eLTAX の「地方税共通納税システム」を利用すれば、特別徴収の納入手続きがインターネットを通じて行うことができます。



従来は、納入書を使用し、金融機関の窓口にて納入手続きが必要でしたが、地方税共通納税システムを用いれば、インターネットから各金融機関の口座やクレジットカードによる納入手続きが可能となるため、金融機関へ足を運ぶ必要がなくなります。

また、一度のお手続きで複数の地方公共団体への納入も可能となります。

なお、クレジットカードの場合は、手数料\*がかかります。

ご利用開始に関するお手続きの詳細やお問い合わせについては以下のホームページをご覧ください。

\* eLTAX ホームページ (<https://www.eltax.lta.go.jp/>)

※納付額10,000円以下の場合は40円（税込）、以降納付額10,000円ごとに82円（税込）または83円（税込）加算

## 【近くに取扱金融機関がない場合】

(1) 地方税共通納税システムを用いて電子納税を行う場合……19ページ参照

(2) 札幌市外の郵便局又はゆうちょ銀行で納入を行う場合

以下の書き方を参照し、この手引きに掲載している「市民税・道民税・森林環境税（特別徴収分）の取扱指定通知書」に必要事項を記入のうえ、お近くの郵便局又はゆうちょ銀行の支店その他の営業所に、初回の納入の際に一緒に提出してください。

また、提出する際は、特別徴収義務者控として写を保管してください。

## 【市民税・道民税・森林環境税（特別徴収分）の取扱指定通知書の書き方】

納入を希望する、お近くの郵便局又はゆうちょ銀行の支店その他の営業所の名称を記入して下さい。

特別徴収税額の初回の納入の日付を記入してください。

\_\_\_\_年\_\_月\_\_日

\_\_\_\_長 様

札幌市長  
(公印省略)

市民税・道民税・森林環境税（特別徴収分）の取扱指定通知書

このことについて、あなたを地方税法第321条の5第4項（同法第328条の5第3項において準用する場合を含む。）の規定に基づいて、本市の市民税・道民税・森林環境税（特別徴収分）の取扱金融機関に指定いたしましたので通知いたします。  
つきましては、下記の振込人様がお持ちの納入書により処理下さいますよう、お願いいたします。

記

1 口座番号	02750-7-960046
2 加入者の名称	札幌市会計管理者
3 取りまとめ局	小樽貯金事務センター（〒047-8794）
4 振込人	
(1) 氏名または名称	
(2) 住所または所在地	
5 取扱年度	年度以降の市民税・道民税 森林環境税（特別徴収分）

【お問合せ先】  
札幌市中央市税事務所市民税課特別徴収係  
〒060-8649  
札幌市中央区南3条西1丁目  
電話 011-596-6149

特別徴収税額の決定通知書に表示されている、特別徴収義務者名を記入してください。

特別徴収義務者の住所又は所在地を記入してください。

取扱い開始年度を記入してください。

## ■ 納入書の記入方法

### 1 給与分（一括徴収分を含む。）について

納税義務者の月割額の合計を記入してください（一括徴収した税額も合わせて記入してください。）。

なお、年度の中で税額（月割額）が変更になることがありますので、事前に記載しないでください。

### 2 退職所得分について

退職所得に係る市民税・道民税（分離課税に係る所得割）の納入金額があるときに記載してください。

なお、この欄に記載された場合は、納入済通知書の裏面の納入申告書に必要事項を記載してください。

※納入書が不足した場合は、中央市税事務所特別徴収係までご連絡ください。

※金額を誤って記載した場合は、横線で抹消してその上に訂正金額を記入してください。訂正印は不要です。

### （延滞金について）

（地方税法第20条の4の2及び第326条、札幌市税条例第12条）

納期限後に納入すると延滞金がかかりますので納期限後に納入する場合は、納期限の翌日から納入の日までの期間に応じ、納入税額に下記の割合を乗じて計算した延滞金を加算してください。

#### (1) 納入の日までの期間

延滞金特例基準割合（注）に年7.3%を加算した割合

#### (2) ただし、納期限の翌日から1月を経過する日までの期間

延滞金特例基準割合（注）に年1%を加算した割合

なお、納入税額に1,000円未満の端数があるときはその端数金額を切り捨て、税額が2,000円未満のときは、その全額を切り捨てます。

また、延滞金に100円未満の端数があるときはその端数金額を切り捨て、延滞金総額が1,000円未満のときは、その全額を切り捨てます。

（注）当該年の租税特別措置法第93条第2項に規定する平均貸付割合に年1%の割合を加算した割合となります。

北海道 札幌市	個人市民税 個人道民税 森林環境税 領収証書㊦
市区町村コード 0 1 1 0 0 2	本庁

口座番号		加入者名	
02750-7-960046番		札幌市会計管理者	
年 月分		指 定 番 号	
納 入 金 額		納 入 金 額	
給与分 (一括徴収分を含む。)	億 千 百 十 万 千 百 十 円		
退職所得分			
延滞金			
合 計 額			
納 期 限		年 月 日	
(特別徴収義務者) 住所又は所在地 〒 -			
氏名又は名称			
上記のとおり領収しました。 右欄に領収日付印のない領収証書は無効です。 ※この領収証書は5年間保存してください。 ※金額を誤って記載した場合は、横線で抹消して訂正額を記入してください。		領収日付印	

## 3 納入申告書について

この申告書は、退職所得に係る市民税・道民税を納入する際に使用する申告書ですので、退職手当等の支払いがあった月のみ記載してください。

### (1) 「年 月分」欄

退職手当等から市民税・道民税を特別徴収した「年」と「月」を記載してください。

### (2) 「人 員」欄

退職手当等を支給した方のうち本市に市民税・道民税を納める人数を記載してください。

### (3) 「退職手当等支払金額」欄

(2)に記載された方に対して支給した退職手当等の支払金額の合計を記載してください。

### (4) 「特別徴収税額」欄

(2)に記載された方について算出された市民税・道民税のそれぞれの合計額を記載してください。

市民税 道民税		納 入 申 告 書	
札幌市長		(受付印)	
年 月 日提出			
年 月分	人員	人	
退職手当等 支払金額	十 億 千 百 十 万 千 百 十 円		
特別徴 収税額	市民税		
	道民税		
(特別徴収義務者)			
住所又は所在地			
氏名又は名称			
法人(個人)番号			
地方税法第50条の5及び第328条の5第2項の規定により上記のとおり分離課税に係る所得割の納入について申告します。			

(注1) 退職所得のすべての受給者について「退職所得の源泉徴収票・特別徴収票」を、中央市税事務所特別徴収係へ提出してください。ただし、税額が発生しないものについては当面の間、提出を省略することが可能です。

(注2) 特別徴収義務者が個人事業主の場合は、納入申告書には個人番号を記載せずに金融機関に提出してください。